

会議の名称	平成24年度第4回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成25年2月14日(木)午後6時30分～7時45分		
開催場所	東村山市役所北庁舎第4会議室		
出席者及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 木村茂光会長・嶋田節男委員・田村初恵委員・羽生田孝雄委員・水戸部瑞江委員  (市事務局) 當間総務部長・根建総務部次長・湯浅情報公開係長・星情報公開係主事</p> <p>●欠席者：白井雅子委員 土田士朗委員 清水総務課長</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 会長へ諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第6号「国民健康保険柔道整復療養費点検等業務委託」(保険年金課) 4. 報告 平成23年11月1日～平成24年12月31日分の業務届出書の報告 5. その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
<b>会 議 経 過</b>			
(1) 総務部長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議  ○ 諮問第6号「国民健康保険柔道整復療養費点検等業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。  ※委員意見及び保険年金課の回答 <ul style="list-style-type: none"> <li>● これから入札するということが、委託先として「有資格者を抱える民間業者」というのはどういう業者を想定しているのか。</li> <li>→ 元柔道整復師など専門的知識を持つ者がいる業者を想定している。</li> <li>● そういった業者は市内にあるのか。それとも全国的な会社か。</li> <li>→ 全国的に支社を持つ会社になると想定している。</li> <li>● 諮問書には既に26市中10市が民間に委託しているとあるが、同じところを想定しているのか。</li> <li>→ 同業務を扱う業者が6業者ぐらいある。いずれかになると考えている。</li> <li>● 諮問書に個人情報のやり取りについては丁寧に書いてあるが、気になるのが、諮問書4ページ「4 個人情報を取り扱う作業の留意点」の(5)で、</li> </ul>			

契約終了後の個人情報については専用の消去ソフトで消去すると書いてある。この消去は受託者が行うのか。消去したかどうかは市が直接確認するのか。

- 消去したという完了報告書を受託者から市へ提出してもらう予定である。
- 本当に消去したかを市が確認することはせず、受託者を信頼して消去したということにするのか。これだけ丁寧に個人情報の取り扱いを決めているのに、最後の消去が受託者任せというのが気になるが。
- 消去については契約の特約条項で受託者に義務付けている。完了報告書には、消去した個人情報の内容や件数が出せるならば件数も入れてもらうことを考えている。
- 契約期間は1年となっているがこの事業自体は毎年行うものだろう。同じ業者が翌年度も継続した場合はどう考えているか。
- 翌年度も同じ業者が落札した場合は、年度をまたいでの点検が可能となる。その場合は、当初の契約期間中に渡した個人情報データは契約終了後1年間保持してもらい、1年経過後に消去させる。翌年度に受託者が代わった場合は、契約終了後速やかにデータを消去してもらう。
- 翌年度も同じ業者が契約した場合でも、受託者は1年後にデータを消去するのか。例えばよく怪我をして10年にわたってずっと療養費の支給を受けている人がいるとする。その人のデータも1年後には消してしまうのか。それは国の指導などでそういうシステムなのか。
- 受託者にはプライバシーマークを取得していることを条件にするが、他市でこの業務を受託している業者に聞いてみたところ、プライバシーマークを取得したときの条件の中に、この受託業務に関する個人情報は1年間以上保管してはいけないという規定があるそうだ。この業者が当市の入札に参加するかはわからないが、そういった点を考えると1年で消去してもらうことになると思う。

(事務局注) プライバシーマーク取得時に「個人情報の保存は1年間に限る」という条件はない。社内の規程で保存期間を設定する基準を明確化した上で、保存期間を設定することが義務付けられているのみである。上記の業者の説明は、プライバシーマーク取得時に社内で、本受託業務に関する個人情報データは1年保存と定めたのでそれ以上は保存できないという意味である。受託業務の遂行のためにはデータを1年保存すれば足りるため、それ以上の保存は不要と考えられる。

- そうすると、1年間の中での保険の払い過ぎや診断ミスは判断できるが、長期にわたって療養している人の施術内容について、不正が疑われる療養費支給申請書が出されているということはわからないことになる。長期での判断の必要性を考えると個人情報の保護とどうバランスを取っていくのが心配である。
- 業者は1年だが、市の保存期間も1年なのか。
- 市は5年保存である。
- 年間の療養費支給申請書の件数はどのくらいあるか。
- 月平均で1,600枚前後ある。
- 柔道整復師が業務を行う施術所というのは、市内で何カ所くらいか。
- 市内で何カ所かは正確に把握していないが、東村山市の国保被保険者の施術について、市に療養費支給申請書を送ってくる施術所はおおよそ90カ所ある。

- 施術所を開くことについて市の関与はないのか。特に、保険適用の場合には事前に届出をもらうなど市が関与しないのか。
- 認可するのは東京都や厚生労働大臣であり、市に指導監督権限はない。
- 1, 600枚は莫大な量である。それを業者にジェラルミンケースに入れて保管してもらうのか。
- お見込のとおりである。まず東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から市に、療養費支給申請書がダンボール箱に入って送られてくる。大量にあるがこれを受託者が用意したジェラルミンケース等に入れて、受託者に引き渡す。
- 市は、国保連から送られてきた療養費支給申請書を手作業で全部抜けていないかチェックするのか。
- 療養費支給申請書にナンバリング等しながらチェックしている。
- 国保連に既に療養費支給申請書の審査を委託しているが、不正が疑われるようなケースについてのより詳しい調査を今回また委託するということがよいか。
- お見込のとおりである。国保連の場合は件数が多いので書面上の審査に限られ、なかなかチェックしきれない。市でも照会文書を送るなどの調査はしているが、傷病と施術箇所の整合性が専門知識のない市職員では判断しきれないので、その部分を強化したいと考えている。
- 実質的には二重の委託に思える。ややこしい状況だと思う。
- 諮問書6ページをみると、受託者がシステムによるフィルタリングを行って、申請書データから被保険者照会の対象者を抽出すると書いてある。このフィルタリングは色々ノウハウがあって市ではできないのか。フィルターにかけるとデータ1,600件のうちコンピュータの画像処理等によりデータが読み取られ、一部が自動的に抽出されてくるということであれば、市にこのフィルタリングを行うシステムがあれば、受託者に大量にデータを渡すことなく、抽出された一部のデータを渡すだけで済むのではないのか。
- システムで条件により機械的に抽出するだけではない。受託者社員が実際にデータを見て、専門的な知識を元に抽出する。例えば、データに起こせない治療経過なども見ながら照会対象者を抽出する。
- 国保連に委託で個人情報を含んだ書類が行って、そこから市に来て、市から点検を別の業者に外部委託して、また戻ってきて、最終的に市が支払って、書類が戻ってきてという形だが、点検を同じ業者で一本化できないのだろうか。プロセスが複雑なので、どこかで個人情報が漏れたらと思うと心配である。
- 受託者がやる業務としては療養費支給申請書の追入力と、疑いのある人に対する問い合わせの対応、この二つが大きいと思うが、それぞれ従事人数はどのくらいを予定しているか。追入力をする者と問い合わせに対応する者は一緒なのか。また、諮問書2ページ「2 委託内容」(1)の①と②、療養費支給申請書のエクセルファイルのデータと画像データを国保連から受け取ると書いてあり、(2)で支給申請書データの不足分を追入力と書いてあるが、エクセルデータに全部入力されているわけではないのか。
- 従事人数は入札前なのでわからないが、参考にして同種業者では柔道整復療養費の点検に特化したチームがあって、追入力と問い合わせはそのチームが受けていると聞いている。追入力については、国保連からもらうデータは療養費支給申請書の全部の内容が入力されているわけではない。施術開始年月日や金額はわかるが、重要な部分である負傷の原因や負傷名

は入っていない。

- 施術録というのは必ず保管しなければいけないものなのか。
- 施術録は患者ごとに作成するいわゆるカルテで、必ず作成して保管することが柔道整復師に義務付けられている。
- 療養費支給申請書の画像データと紙の療養費支給申請書が同じものであれば、紙の療養費支給申請書をあとから受託者に渡す必要はないのではないのか。漏えいなどの事故が起きないようにという視点からいうと、ジェラルミンのトランクに紙の療養費支給申請書を入れて受託者に渡すというのは危険性が高いと思う。データで送って紙は渡さないということはできないのか。
- 受託者には、被保険者に照会文書を送って返ってきた回答をもとに審査をしてもらおう。専門知識を元にこれは疑義があると判断したものには「こういう理由で返戻する」という返戻理由を書いた返戻付箋を作り、それを紙の療養費支給申請書に付けて市に戻してもらおう。そこまでの作業をやってもらいたいので、紙の療養費支給申請書はどうしても渡す必要がある（この返戻付箋がついた状態で、最終的に施術所まで療養費支給申請書が戻ることになる）。
- 受託者は委託契約終了後1年間データを保存するとあるが、契約は4月からなので、年度末の3月に渡したデータと年度初めの4月に渡したデータでは1年ぐらい保存する期間が違ってくる。細かいかもしれないがこれでいいのだろうか。

(事務局) 市の文書保存も4月に作成した公文書は次の4月に削除して、3月のものは次の3月に削除して、という厳密な1年間保存ではやっていない。年度単位でまとめて保存、廃棄している。

- 受託者への個人情報の受け渡しの中で電子メールに格納して引き渡すとあるが、どういうデータをメールで渡すのか。
- 受託者から市へ、被保険者照会を行う対象者の一覧を電子メールで送ってくる。市から受託者には、保険資格が間違っていて返戻する者の一覧をメールで送る。
- この電子メールのやり取りにも個人情報が入っている訳だが、エクセルファイルについてはパスワードで保護しているといってもパスワードを解読するソフトが販売されているのが現状なので、パスワードをかけたから大丈夫という論理は成り立たない。暗号化して送るのがよいと思うが、予算が必要かもしれないので情報政策課に相談してみしてほしい。エクセルデータにパスワードをかけてやり取りするというのは、一般市民がやるぶんにはいいが、行政が大量の個人情報データを送るやり方としてはいかがなものかと少し気になる。
- 市は受託者から被保険者照会の対象者一覧をメールで受け取って、内容について承認の電話をすとなっているが、電話では話した内容が残らないのでメールで返信した方がよいのではないのか。
- 療養費支給申請書の提出を受けてから翌月末の支払いまでスケジュールが非常にタイトで、この対象者一覧の受け取りと承認の連絡は1日でやらねばならないので、出来るだけ早い手段ということで電話を考えている。被保険者照会の対象者一覧のなかで、「この人には照会しないでください」と承認しないケースはあまり想定していない。1～2件程度と思う。ただ、連絡の記録が残らないというのは確かに問題なので、もう一度検討してみる。

- 諮問のたびに言っているが、諮問書4ページの「4 個人情報を取り扱う作業の留意点」の(5)で、「契約終了後、受託者は個人情報を専用の消去ソフトで消去する」と書いてあるが、受託者が使用する消去ソフトのアプリケーションの名前まで確認しておくことが大事だと思う。それから、意外とデータが漏れることがあるのがパソコンを保守点検や修理に出すとき。パソコンの保守会社はどこにしているかも最初契約するとき聞いてみてほしい。修理で交換したハードディスクが保守会社にそのまま残っていてそこからデータが漏れる事件というのは無きにしもあらずなので。
  - 26ページの資料「民間業者への事務の外部委託における留意事項」の「4 個人情報の保護に関する留意事項」の③に、「委託先が個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認すること」と書いてあるが、確認方法はどのようなのか。
- 26ページの文書は厚生労働省から出されていて、民間業者へ柔道整復療養費関係の事務を委託する際の留意事項がまとめられている。確認方法として考えているのは、プライバシーマークに有効期間があり更新の審査を受けないと更新できないシステムであれば、その更新をもって個人情報を適切に取り扱っていることの確認とすることを考えている。

(事務局注) プライバシーマークの有効期間は2年。更新には改めて審査を受ける必要がある。

- 個人情報保護とは直接関係ないのだが、この委託で療養費支給申請書の審査をするという強い権力を受託者に持たせることになる。患者の名前や施術所の名前を伏せた状態で審査するのならいいのだがそうではないので、例えば、受託者と柔道整復の施術所が癒着して審査を甘くするなど、そういう危険性について厚労省は何らかの指導をしているのか。例えば、3年に一度くらいは受託者を変えた方がいいとか。
- 諮問書26ページの「2 被保険者からの問い合わせ時における留意事項」に、受託者が行ってはいけないことがのっている。例えば、受託者が被保険者照会をした本人からの問い合わせに対応することは問題ないけれども、新たに照会が必要な場合は受託者が行ってはいけない、市職員が行うことなど。点検をしてどれを疑義ありとするかの全てを受託者にまかせるわけではなく、返戻をするか、被保険者照会をするかの決定については市が行う。市と受託者で役割分担するかたちである。

#### (4) 報告

平成23年11月1日～平成24年12月31日分の業務届出書の報告

##### (事務局)

業務届出報告書をご覧いただきたい。業務開始が5件、廃止が3件、変更が7件ある。

開始5件のうち、子育て支援課が「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、「子宮頸がん予防ワクチン接種業務」、「小児肺炎球菌ワクチン接種業務」「インフルエンザ菌b型（ヒブ）ワクチン接種業務」の4件、ごみ減量推進課が「とんぼ工房の運營業務」の1件である。

廃止3件はすべて子育て支援課で、「困難事例及び虐待（疑）台帳・個票管理」、「医療費等助成業務」「栄養相談業務」である。

今回、子育て支援課の届出が多いのは、新規事業の届出にあたり従来の事業についても見直しを依頼したためである。「医療費等助成業務」については、今回の見直しに伴い、平成21年4月1日に業務を廃止していたことが判明したため、遅れて廃止届がなされた。

変更7件もすべて子育て支援課である。「東村山市子ども家庭支援センター事業」「幼児相談室の運営に関する業務」「乳幼児及び妊産婦各種指導業務」「乳幼児及び妊産婦健康診査業務」「未熟児の養育医療費助成業務」「従事者名簿作成業務」「予防接種業務」について変更届が出ている。

このうち、「乳幼児及び妊産婦各種指導業務」「乳幼児及び妊産婦健康診査業務」「未熟児の養育医療費助成業務」「従事者名簿作成業務」が、今回の見直しに伴い、平成21年4月1日に業務の変更を行っていたことが判明したため遅れて変更届がなされたものである。

#### (5) その他

ア、第2回審議会委員から出された意見について所管課からの回答

#### ○諮問第1号「レセプトコンピュータ導入に伴う操作指導及び保守業務委託」(健康課)

##### 委員意見

リモートメンテナンスのときに、何時何分から何時何分まで接続したとか、アクセスを記録する仕組みというのは入っているか。自己申告は作業に従事する者の意識の啓発という点では重要だが、システムにそういう仕組みがあれば、それもプリントアウトして証拠として提出してもらいたいと思う。

##### 健康課からの回答

受託者に確認したところ、コンピュータシステム上にリモートメンテナンスを行った記録は残るが、その記録をいつどういう作業を行ったか解読できる状態まで持っていくには非常に時間と人手がかかり難しいということである。現在の運用でも、受託者が勝手にリモートメンテナンスを行うことができないように、通常はコンピュータからネット接続用のケーブルを外している。受託者から今日の何時何分からリモートメンテナンスをやりますという連絡があったときだけ、健康課職員がケーブルを持って来てつなぎ、終了後はケーブルを外している。そのため、それ以外のときに勝手にインターネットを通じてメンテナンス等はできないので、セキュリティは保たれていると考える。

##### ※報告を受けての委員意見及び総務課の回答

- 何かあったときには後でメンテナンスの記録を調べられるということではないか。
- 記録はあるが、通常は毎回解析するのは費用・時間的に無理ということだった。もし個人情報の漏えいなどの事故があったときは解析してもらえないと考える。

イ、第3回審議会委員で答申に付された意見について所管課からの回答

#### ○諮問第4号「障害福祉システム入れ替えに伴う『精神障害者手帳・自立支援医療(精神通院)管理システム』追加導入並びに保守管理業務委託」(障害支援課)

#### 委員意見

- (1) 受託者が取扱うのは精神障害を対象とするセンシティブな情報であり、とりわけ管理が重要となる。そのため受託者は、受託業務終了後に市から提供された個人情報をコンピュータ等から削除して復元不可能な状態としなければならない。また、その処理が完了したことについて責任者、できれば(株)ジーシーシーの社長の印が押された報告書を市に提出させること。
- (2) データ移行作業を(株)ジーシーシーが行う際に、(株)ジーシーシーの作業従事者の誰が何時から何時までどのような内容の作業をしたかという作業記録を作成してもらい、市に報告してもらうこと。
- (3) 障害福祉システムの定期保守点検の時期を、契約の仕様書に記載すること。
- (4) 障害支援課では特別注意が必要な個人情報を取扱っているので、受託者が障害支援課事務室内で作業するときは、スマートフォンの利用は原則、作業に必要な場合に限ること。やむを得ず利用するときは必ず市職員が同席するなどして、個人情報の漏えいに十分気を付けてほしい。

#### 障害支援課からの回答

- (1) について、受託業務終了後、「当市が提供した個人情報をコンピュータ等から削除して復元不可能な状態とする処理が完了したこと」について、契約先であるジーシーシー東京支社長印を押した報告書を市に提出してもらう。
- (2) について、データ移行作業時には作業報告書(複写式)の提出を受ける。
- (3) について、定期での保守点検は行わず、システム不備、初回の作業立会い、システム改修発生時等に担当SEが現地で作業を行う。
- (4) について、スマートフォンの利用は原則、作業に必要な場合に限り、その場合には必ず職員が同席する。

#### ○諮問第5号「居住者の緊急時安否確認のための東京都住宅供給公社との協定締結(個人情報の外部提供及び目的外利用)」(地域福祉推進課)

#### 委員意見

- (1) 協定の締結により、緊急時は市から東京都住宅供給公社(JKK)に個人情報を提供することについて、市からも住民の方に周知すること。市報への掲載やJKKが住民に配付する「住まいのひろば」に周知文を掲載してもらうなど方法を工夫してもらいたい。
- (2) JKKと結ぶ協定書案には、市が個人情報を取扱う委託契約等を結ぶ際に添付する「個人情報の取扱いに関する特約条項」や「情報セキュリティ合意書」が添付されていない。しかし、病歴などセンシティブな個人情報を提供することもあるので、特約条項等を取り交わす場合と同レベルで個人情報がきちんと保護されるようにJKKと協議すること。
- (3) 提供した個人情報がJKKでどう活用され、緊急時対応の結果どうなったかを経過も含め報告してもらうこと。
- (4) 今後新たに入居する住民の方には、入居の時点で本協定の締結とその内容についてお知らせすること。入居時の説明会で説明したり、入居者向けのしおりに記載するなど工夫してほしい。
- (5) JKKでは市から提供した個人情報をどの形態で保管しているのか(電子データか紙か)について確認すること。

#### 地域福祉推進課からの回答

- (1) について、J K Kのホームページと住民の方に全戸配布する「住まいのひろば」という広報誌に本件に関する説明記事を掲載する予定である。また、東村山市とJ K Kの連名で文書を作成し、各建物の掲示板に貼る予定である。
- (2) について、特約条項及びセキュリティ合意書の内容を盛り込んだ協定書を作成するようJ K Kと調整している。本日配付した協定書（案）の網掛け部分が、特約条項やセキュリティ合意書から必要な部分を盛り込んだものである。第3条の個人情報の取扱い、第6条の事故発生時の措置、第7条の取得個人情報の廃棄義務を入れている。この内容で確定ではなく、J K Kと最後に調整を行い、3月半ば頃に締結を予定している。
- (3) について、対応結果の報告をもらうこととなった。
- (4) について、入居時に住民へお渡しする説明会資料の中に、緊急時対応について市と連携を行っている旨の記載を追加してもらえようJ K Kと調整している。
- (5) について、個人情報は、インターネットとはつながっていない管理システムに入力して電子データで保管する。緊急時に電話等でやり取りした際の手書きのメモについては、緊急時対応が終了次第、即時シュレッダーにかけ処分する。

#### ウ、懲戒処分の公表について

男性保育士が市立保育園の更衣室にカメラを設置した件だが、12月17日に東京地裁で懲役1年、執行猶予4年の判決があり、平成25年1月4日に刑が確定したため職員は失職となった。退職手当については不支給となっている。この件については現時点で市のホームページでも市民に公表している。

#### ※委員意見

- 最近市役所内で個人情報保護のパンフレットをもらってきたが、自治会活動や孤立死対策で問題となるのが個人情報の取扱いである。こういうパンフレットが市役所に置いてあり、こういうことに注意すればいいという内容が書かれているということ、なかなか自治会の方はご存じでない。市民協働課や民生委員の所管課などにもっとパンフレットのことをアピールしてはどうか。
- そのパンフレットは東京都が作成し、関係所管課に配るようなある程度の部数を送ってきてくれている。そのたびに自治会の担当所管課、学校の担当所管課、民生委員の担当所管課には必要部数を配り、会合等で配るように伝えている。また、年に1回、自治会や民生委員等を対象に東京都が個人情報の講演会を開催している。その際にも各所管課へ連絡し、対象となる方にお知らせしてもらえよう頼んでいる。
- 機会あるごとにまた宣伝して欲しい。
- コンピュータウイルスの「スパイアイ」について。ネットで入力するときにパスワードを盗まれるというもので、東村山市の電子申請ではどう対処しているかを前回聞いたが、その後何か対策は進んだのだろうか。
- 以前の報告のあと、特に進展はない。
- 民間では、おとりパソコンを数台社内に置いて、お客さんと同じように自社のホームページにアクセスしたときにどうなるかを試すことも行っている。セキュリティというのはシステム設置側がしっかりやっているだけでは成り立たない。電子申請を推進したいのであれば、1件でも社会的にそういう



問題があれば現在の状況で大丈夫なのか対応を考える必要がある。説明責任という視点からも、ああいったニュースがあれば自己の管理する電子申請システムにおける対応を考え、市民に周知することが重要である。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

**【理由】**

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。